

農耕トラクタの 特車申請マニュアル

農作業機を含む車幅が2.5mを超える農耕トラクタが公道を走行するためには、特殊車両通行許可の手続きが必要です！

特殊車両通行許可の手続きが必要になる車両の条件



Q なぜ、特殊車両通行許可の手続きが必要なのか？

A 道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の寸法や重量の最高限度である「一般的制限値」を定めています。

寸法や重量の一般的制限値を1つでも超える場合は、農耕トラクタについても通行許可が必要です。



国土交通省

農耕トラクタを公道走行させるみなさまへ

みなさまが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型の車両は、道路構造の保全と交通の危険防止を理由として、道路法では原則通行が禁止されています。

しかしながら、農耕トラクタのように車両の構造が特殊な場合は、道路管理者が認めた場合に限り、通行することができます。

この仕組みは、道路法における特殊車両通行許可制度にもとづいており、一定の寸法や重量を超過する車両は、事前に特殊車両通行許可が必要となります。

農耕トラクタを公道走行させるみなさまに、特殊車両通行許可制度を理解し、適正に道路を利用していただくために、特殊車両通行許可申請の要点や近年の制度改正内容についてわかりやすく解説したマニュアルを作成いたしました。

国民の財産である道路を守るためにも、本マニュアルをご一読いただき、また、お手元においてご活用されることを期待しております。



目次

農耕トラクタを公道走行させるみなさまへ	…1
特殊車両通行許可制度関係用語	…4
第1章 制度概要の説明	…6
農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行が可能になりました！	…6
道路法に基づく車両の制限とは	…7
通行許可申請	…10
手数料	…14
通行の許可	…15
通行時の遵守事項	…17
違反車両への対応	…18
橋・トンネル等の制限	…20
その他の通行制限	…20
第2章 農耕トラクタの特殊車両通行許可申請手続の簡素化等	…22
第3章 手書き申請の手順	…24
手書き申請について	…24
手書き申請の申請方法について	…25
申請書の提出・問合せ	…31
第4章 特殊車両オンライン申請システムの手順	…32
オンライン申請システムについて	…32
申請データの作成方法について	…33
申請データの提出方法について	…48
詳しい操作方法について	…51
第5章 オフライン用プログラムを利用した申請の手順	…52
オフライン用プログラムを利用した申請について	…52
必要なプログラムのダウンロード方法	…53
電子申請書作成システムの使用条件と動作環境について	…55
電子申請書作成システムを使用した電子申請書の作成方法	…56
申請書の提出・問合せ	…67
詳しい操作方法について	…67

その他参考情報	…68
（参考）車両諸元一覧及び代表的な組合せの軌跡図	…68
（参考）申請・問合せ窓口	…71
（参考）問合せ窓口（申請書類作成等）	…84
（参考）Q & A（よくあるお問合せ）	…85
（参考）道路交通情報の確認	…86

特殊車両通行許可制度関係用語

【特殊車両】

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両。道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。（道路法第47条の2）

【算定要領】

特殊車両通行許可限度算定要領の略称。

申請された経路における道路の構造物に対して特殊な車両の通行の可否を審査するための技術的基準。

【車限令】

車両制限令の略称。

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、一定限度を超える車両を制限する政令。

【道路情報便覧】

特殊な車両の通行の審査を行うために必要となる道路の情報を収録した資料。

特殊な車両が通行すると見込まれる道路の情報を道路管理者が毎年調査し、最新の道路の情報が記載されている。



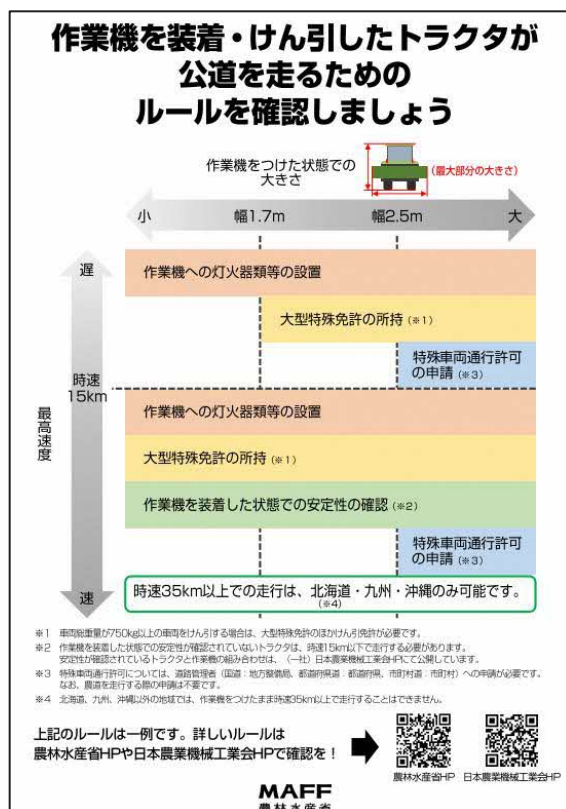
第1章 制度概要の説明

- 農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行が可能になりました！

自動車の保安基準緩和により、作業機を装着・けん引した状態のトラクタが、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置付けられ、公道走行が可能になりました。公道走行が可能となる「一定の条件」については、農林水産省のホームページを確認してください。

本マニュアルでは、幅が 2.5m を超えている場合などに必要となる、特殊車両通行許可について解説いたします。

参考) 農林水産省の周知用のパンフレット



URL: https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html



□ 道路法に基づく車両の制限とは

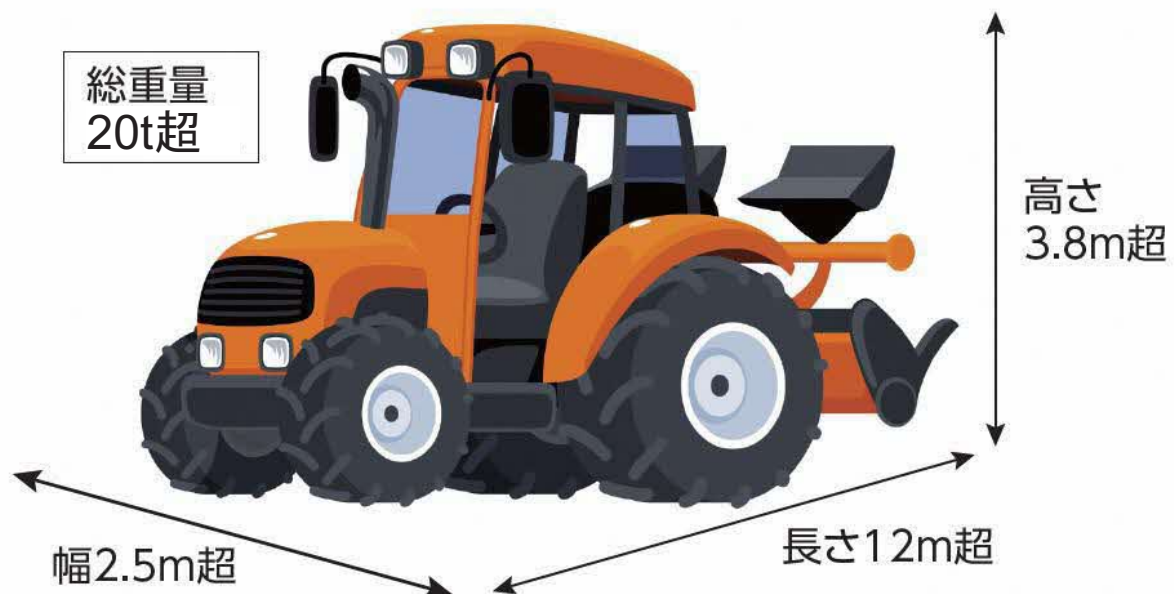
○ 一般的制限値

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の寸法や重量の最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条）

原則、下記の寸法や重量の一般的制限値を 1 つでも超える場合は、通行許可が必要です。

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、けん引されている車両を含みます。（車両制限令第 2 条）

		一般的制限値（最高限度）
寸 法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m（高さ指定道路は 4.1 m）
	最小回転半径	12.0 m
重 量	総重量	20.0t（高速自動車国道および重さ指定道路は 25.0 t）
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 未満 19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3 m 以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 以上
	輪荷重	5.0 t



○ 車両の制限に関する法令

道路法のほかに、道路交通法、道路運送車両法においても車両諸元の制限があり、それぞれの法の目的に応じて、車両の幅、長さ、重量等について規定が設けられています。

各法令による車両諸元に関する規定を比較すると主な制限値は以下のとおりになります。

なお、制限値を超える車両の通行については、各法令を参照してください。

(1) 各法令の規定

道路法 : 道路構造の保全及び交通の危険の防止のため道路との関係で必要とされる車両の制限。

道路交通法 : 道路における交通の安全と円滑を図るため必要となる積載重量・大きさ・方法の制限。

道路運送車両法 : 車両の運行における安全性の確保及び環境の保全を図るための制限。

(2) 各法令の規定と主な制限値

	道路法 (車両制限令)	道路交通法 (道路交通法施行令) (令和4年5月12日まで)	道路運送車両法 (道路運送車両の保安基準)
長さ及び高さの規定	長さ：12m 高さ：3.8m ※高さ指定道路では4.1m	積載物の長さ ：自動車の長さの1.1倍 積載の方法（前後） ：自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと 積載物の高さ ：3.8m（※）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの ※高さ指定道路では4.1m 〔小型特殊自動車にあつては、高さ指定の有無にかかわらず、2m〕	長さ：12m 高さ：3.8m
幅の規定	幅：2.5m ※車体幅もしくは積載物の幅の広い方	積載物の幅 ：自動車の幅 積載の方法（左右） ：自動車の車体の左右からはみ出さないこと	幅：2.5m ※積載物の状況は問わない
重量	軸重：10t 総重量：最大25t ※高速自動車国道および重さ指定道路(最大25t) その他の道路(20t)	積載物の重量 ：自動車検査証、保安基準適合標章又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量 〔小型特殊自動車に積載装置を備えるものにあつては、700kg〕	軸重：10t 総重量：最大25t



※改正道路交通法施行令が施行される令和 4 年 5 月 13 日以降は、以下の点が変更になります。

現行	改正後
積載物の長さ：自動車の長さの 1.1 倍	積載物の長さ：自動車の長さの 1.2 倍
積載物の幅：自動車の幅	積載物の幅：自動車の幅の 1.2 倍
積載の方法（左右） ：自動車の車体の左右からはみ出さないこと	積載の方法（左右） ：自動車の車体の左右から自動車の幅の 10 分の 1 の幅を超えてはみ出さないこと

各法に関する問合せ先は以下になります。

※1 道路法：国道事務所、自治体等（71～83 ページ参照）

※2 道路交通法：各警察署

※3 道路運送車両法：各運輸支局

□ 通行許可申請

特殊な車両を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。（道路法第47条の2第1項）

○ 手書き申請

紙申請書類に必要な事項を記入して、申請窓口へ提出します。

申請用紙は国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請HPよりダウンロードして入手（25ページ参照）するか、申請・問合せ窓口（71～83ページ参照）で受け取ることができます。

なお、紙申請書類による申請方法については、24ページをご覧ください。

○ オンライン申請（インターネットを利用できるパソコンが必要です）

申請経路に、国が管理する道路が含まれる場合、インターネットに接続されたパソコンを利用して、事務所や自宅等で申請書の作成やオンラインでの申請ができます。

オンライン申請には、オフライン用プログラムのメリットに加えて、以下のメリットがあります。

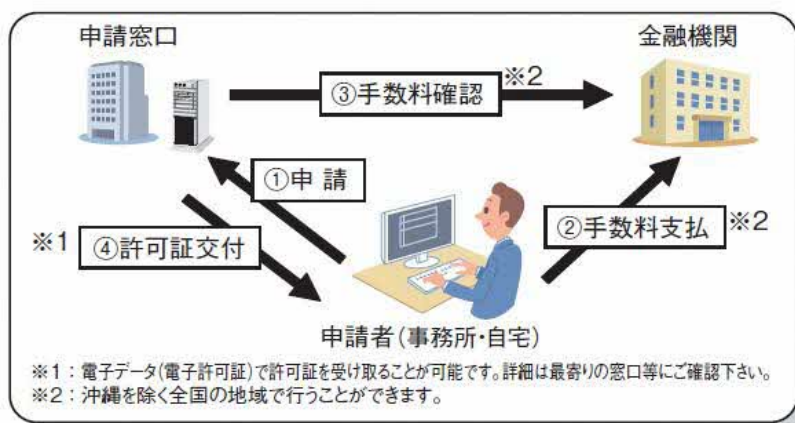
- ① 窓口に出向かなくても申請や許可証の交付が可能です。
- ② 個別審査※がない場合には、許可証発行までの期間が短縮されます。

（※個別審査とは、申請車両諸元が算定要領に定められた範囲を超える場合および道路情報便覧に採択されていない道路を通行する場合に、さらに精度の高い技術的審査を個々に行うことをいいます。）

- ③ 過去の申請データが利用でき、更新時等の申請書作成が簡素化されます。
- ④ パソコン画面のデジタル地図上で、通行経路を指定できます。
- ⑤ 経路を選択しながら、事前に通行条件が分かります。
- ⑥ 自動車検査証の写しの添付が不要です。

《オンライン申請を行うには》

インターネットに接続されたパソコンに、申請支援システムおよび受付システムをインストールする必要があります。なお、オンライン申請の申請方法については、32ページをご覧ください。





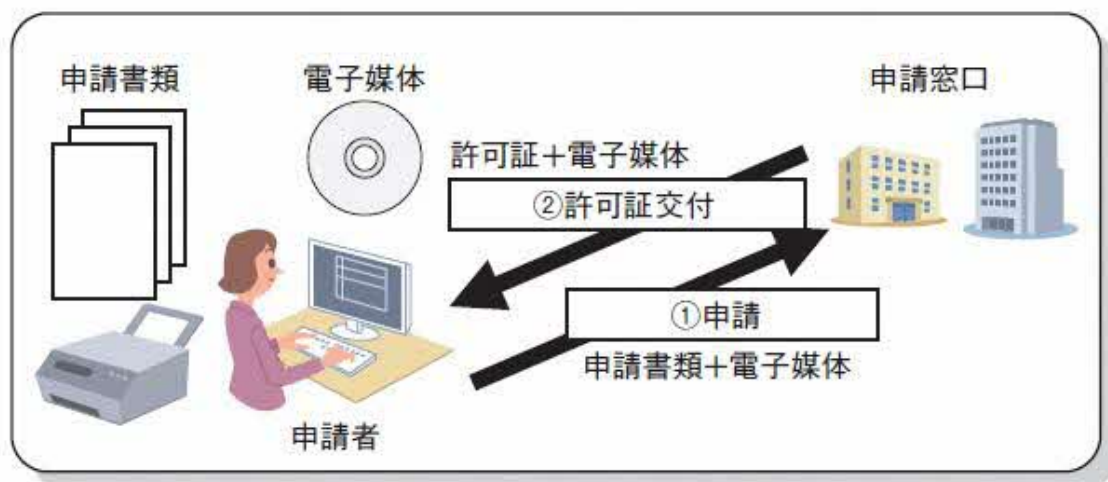
○ オフライン用プログラムを利用した申請

オフライン用プログラムを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や電子媒体への記録ができます。申請は、出力された申請書類と申請情報を記録した電子媒体を申請窓口へ提出します。なお、オフライン用プログラムを利用した申請の申請方法については、52 ページをご覧ください。

オフライン用プログラムは、以下に記載するメリットがあります。

- ① 申請に必要な事項を入力することで、簡単に申請書類が作成可能です。
- ② インターネットを利用した簡易算定が可能です。
- ③ 選択した経路が連続しているかどうかのチェックが可能です。
- ④ 申請データを格納した電子媒体を提出することで、「車両の諸元に関する説明書」および「通行経路表」の提出が不要です。

※FD 以外での電子媒体（CD-R、DVD-R 等）でも申請できる場合がありますので、71～83 ページの申請・問合せ窓口にお問合せください。



○ 申請に必要な書類

法令上は申請には、以下の表の書類が必要です。

ただし、農耕トラクタについては、手続の簡素化により、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等の書類で申請が可能となっております。

また、通行経路表及び通行経路図についても、詳細な通行ルートの指定に代えて、簡略化した経路図（地図の上への手書き可）のみで申請が可能となっております。

なお、申請の際に必要な車両諸元情報の一覧や軌跡図の情報については、国土交通省特殊車両通行許可オンライン申請 HP の『農耕トラクタの特殊車両通行許可申請について』にまとめておりますのでご活用ください。

URL : <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

書類名	
特殊車両通行許可申請書	
添付書類	車両の諸元に関する説明書
	通行経路表
	通行経路図
	自動車検査証の写し（※2）
	車両内訳書（※3）
	道路管理者が必要とする書類（※4）

※1：作成部数は各 1 部ご用意ください。なお、オンライン申請の場合は、電子的に申請（送信）するので車両携行書類以外は出力する必要はありませんが、作成内容確認等のため、すべての申請書類を出力することをお勧めします。

※2：農耕トラクタについては、手続の簡素化により、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等の書類で申請が可能です。

※3：包括申請の場合に必要となります。

※4：未収録道路を含む申請の場合は、通行経路、出発地、目的地がわかる地図の添付が必要です。

なお、未収録道路を含まない場合でも出発地、目的地がわかる地図の提出を求められることがあります。

※5：その他、場合によっては、軌跡図の提出を求められることがあります。

※6：オンライン申請以外で申請する場合には、各自治体窓口へお問合せください。



○ 普通申請と包括申請

普通申請とは、申請車両台数が1台の申請をいいます。

包括申請とは、申請車両台数が2台以上の申請をいいます。ただし、通行経路および通行期間が同じものでなければなりません。

○ 通行期間を延長したいとき

原則として、新規申請時と同一の書類が必要ですが、新規申請時と同一の窓口申請するときは、添付書類の提出は省略することができます。

この申請を「更新申請」といいます。

○ 申請内容を変更したいとき

原則として、新規申請時と同一の書類が必要ですが、新規申請時と同一の窓口申請するときは、変更のない添付書類の提出は省略することができます。

この申請を「変更申請」といいます。

例えば、災害等で許可された経路が通行できず、代替りの経路を通行しようとする場合には、通行経路の変更を申請する必要があります。

○ 往復または片道で申請したいとき

特殊車両通行許可申請書の通行区分欄に「往復（または片道）」を記入します。

○ 申請書の提出

(1) 申請先

- ① 出発地から目的地まで一つの道路管理者の道路のみを通行するときには、その管理者の窓口申請します。
- ② 国が管理する一般国道と都道府県が管理する主要地方道等のように申請経路が複数の道路管理者にまたがる場合には、いずれかの管理者の窓口申請します。（ただし、政令市以外の市町村には申請できません）

(2) 申請書の提出方法

オンライン申請の場合、インターネットを利用して、申請データを送信します。

オンライン申請以外の場合は、原則として、申請者本人またはその代理人が、申請する窓口へ直接出向いて提出しなければなりません。

【申請・問合せ窓口は 71～83 ページをご覧ください】

□ 手数料

○ 手数料とは

申請経路が複数の道路管理者にまたがるときは、原則として申請書が受け付けられた時点で手数料が必要になります。

この手数料は、関係する道路管理者への協議などの経費で、実費を勘案して決められています。

その額は、国の機関の窓口では 200 円（1 経路）、都道府県および政令市の窓口では、条例によって多少異なる場合があります。

（道路法第 47 条の 2 第 3 項、第 4 項）

※道路管理者が同一の道路のみを通行する申請の場合は手数料がかかりません。

○ 手数料の計算方法

申請車両台数 ×（申請経路数） × 200 円と求めます。

申請車両台数は、トラックまたはトラクタの申請台数とします。

《例：6 ルートを申請する場合》

6 ルートを往復申請すると、申請経路数は 12 経路として扱われます。手数料は次のように計算します。

・申請車両台数が 4 台のとき：4 台 ×（12 経路） × 200 円 = 9,600 円

なお、片道申請の場合は、申請経路は 6 経路として扱われます。



□ 通行の許可

○ 申請の審査

申請書を受け付けた道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らして、道路情報便覧を使用して、特殊な車両の通行の可否について審査します。

○ 許可証の交付

通行が許可されたときには、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。（道路法第 47 条の 2 第 5 項）

許可証の交付については、道路管理者から通知されます。

オンライン申請の場合は、インターネットを利用して、許可証データ（電子許可証）を受信できます。

オンライン申請以外の場合には、申請した窓口へ出向いて受け取る必要があります。

○ 許可証の携帯

交付された許可証は、通行時に必ず当該車両に備え付ける必要があります。（道路法第 47 条の 2 第 6 項）

オンライン申請で電子許可証を取得した場合は、以下の書類を印刷して携行してください。

- ① 許可証
- ② 条件書
- ③ 通行経路表
- ④ 通行経路図
- ⑤ 車両内訳書（包括申請時）

なお、平成 31 年 4 月 1 日から、紙媒体による許可証の代わりに、電子媒体を電子機器（ノートパソコン、タブレット等）に入れて携行することができるようになりました。

特殊車両の現地取締り等で許可証の提示（表示）を求められた際には、ドライバー自ら、その責任において電子機器を操作し、電子機器の画面に走行中の通行経路の許可証を表示させてください。

※電子機器の故障、バッテリー切れ、電波の状況、機器操作の不慣れその他の事情等によって速やかに表示できない場合には、許可を得ていても、許可証不携帯として警告等の対象となりますのでご注意ください。

【タブレット等による特殊車両通行許可証の携帯】

URL:http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/20190221_densikyoka.pdf

○ 許可期間

通行許可の期間は最大 2 年間となります。

○ 通行条件とは

審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付して許可します。この条件を通行条件といいます。

なお、道路管理者は車両の特殊性、通行する道路の状況を鑑み、柔軟に通行条件を決定することができます。

通行条件には次のようなものがあります。

記号 区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。
B	徐行をすることを条件とする。	徐行をすることを条件とする。
C	以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。	(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害個所の通行の場合) 以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。 (交差点の左折又は右折の場合) 以下を条件とすること。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。
D	以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。 ④隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなる場合は一時停止すること。)	

(注)「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

(注) 誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者(有効な講習修了書を有する者に限る)が運転するものであることを確認できるものに限る。

○ 不許可とは

道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らして通行の可否について審査した結果、申請された車両が通行できないと判断した場合は不許可とします。その場合は、理由を記した「不許可通知書」で通知されます。



□ 通行時の遵守事項

通行の許可を受けて通行するときには、次の事項を守らなければなりません。

- ① 許可証の携帯
許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備え付けること。または、電子媒体を電子機器（ノートパソコン、タブレット等）に入れて携行すること。
- ② 通行時間
通行時間が指定されている場合は、その時間内に通行すること。
- ③ 通行期間
許可された期間内だけ通行すること。
- ④ 通行経路
許可された経路を通行すること。
- ⑤ 通行条件
橋、トンネル等での徐行、誘導車の配置等が義務づけられているときには、必ずその措置をとること。
- ⑥ 道路状況
出発前に、通行経路の道路状況について、（公財）日本道路交通情報センター等に確認すること。
- ⑦ 事故のとき
通行中に交通事故を起こした場合は、直ちに警察へ通報を行う等必要な措置をとること。
なお、道路構造物等を損傷した場合は、速やかに道路管理者に通報すること。

● 許可証をなくした場合

オンライン申請の場合	許可証を紛失、または汚した場合には、電子許可証を印刷してください。
オンライン申請以外の場合	許可証を紛失したときには、ただちに許可を得た道路管理者に許可証の再交付を申請（許可証再交付申請書）し、許可証の再交付を受けてください。 また、許可証を汚したり、傷めた場合にも許可証の再交付を受けることができますが、この場合は、「許可証再交付申請書」の提出に併せて現許可証も提出しなければなりません。

□ 違反車両への対応

○ 取締り

道路管理者は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、管理する道路において取締りを実施しています。

取締りの結果、道路法第 47 条第 2 項の規定に違反し、または道路法第 47 条の 2 第 1 項の規定に基づき道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させていることが判明した場合においては、以下の措置が講じられます。

- ① 違反の程度が軽微であり、措置命令処分を行う必要がないと認められる場合は、警告書が発出されます。
- ② ①以外の場合において、重量等の軽減等の措置が可能である場合には当該措置を、分割等が不可能である場合は必要に応じて通行の中止等の措置命令書が発出されます。

○ 罰則

許可なくまたは許可条件に違反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者等に対しては、罰則が定められています。

この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。

- ① 道路管理者が道路標識によって通行を禁止又は制限しているトンネル、橋、高架の道路等において、標識に表示されている制限値を超える車両を許可を受けずに運行した者、又は許可内容および許可条件に違反して車両を通行させた者
 - 6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金（道路法第 103 条第 5 号）
- ② 道路管理者または道路監理員の通行の中止等の命令に違反した者は
 - 6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金（道路法第 103 条第 6 号）
- ③ 車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径等で制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は
 - 100 万円以下の罰金（道路法第 104 条第 1 号）
- ④ 特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者は
 - 100 万円以下の罰金（道路法第 104 条第 2 号）
- ⑤ 路線を定めて道路を自動運送事業のために使用しようとする者または反復して同一の道路に車両を通行させようとする者が、道路の補強等必要な措置を講じる命令に違反して車両を通行させた者は
 - 100 万円以下の罰金（道路法第 104 条第 3 号）
- ⑥ 最高限度を超える車両の通行条件に違反して車両を通行させている者、または基準を超



える車両を通行させている者が、通行の中止、総重量の軽減、徐行等の道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は

●50万円以下の罰金（道路法第105条）

⑦ 道路管理上必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、また道路管理者からの立入検査を拒み、若しくは妨げた者は

●30万円以下の罰金（道路法第106条第2号）

⑧ 法人の代表または法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または事業主に対しても同様の罰金を科する（道路法第107条）

○ 告発

以下の条件に該当する悪質な違反者は、許可の取り消しや告発の対象となります。

取り消しや告発は、罰則と同様に、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも適用されます。

- ① 許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、死亡重傷等の事故または道路を損壊させる重大事故を発生させたとき。
- ② 許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、通行の中止、総重量の軽減、徐行等の道路管理者の命令を受けながら、それに違反したとき。
- ③ 許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させることを常習的に行ったとき。等

□ 橋・トンネル等の制限

一般的制限値以下の車両であっても、橋、高架道路、トンネル等車両の重量、高さで制限値が定められているときは、これを超えて通行してはいけません。

(道路法第 47 条第 3 項、第 47 条の 2 第 1 項)

○ 車両の重量が制限されている場合



○ 車両の高さが制限されている場合



道路標識に示されている制限値を超える車両を通行させようとする場合は、特殊な車両と同様に、道路管理者に「通行許可申請」を行わなければなりません。

□ その他の通行制限

○ 道路冠水・融雪等の場合

道路が危険な状態になっているときには、道路の損傷を防ぐため、車両の総重量、軸重、輪荷重の制限値が定められます。これを超える車両は通行できません。

(車両制限令第 7 条、第 12 条)

○ カタピラを有する車両の通行の制限

カタピラを有する車両は、次の場合を除いて舗装道路を通行することは認められていません。

(車両制限令第 8 条)

- カタピラの構造が路面を損傷する恐れがない場合。
- 道路の除雪に使用される場合。
- 路面に鉄板や板を敷いて損傷しないようにした場合。

○ 路肩（ろかた）の通行の制限

道路の両側に路肩と呼ばれる帯状の部分があります。道路の主要な部分を守るために、または故障車が退避するところ、あるいは余裕幅として設けられています。

そのため、この部分は車道より弱い構造になっていますから、通行することはできません。

(車両制限令第 9 条)



○ 通行認定

一般的制限値を超えない車両であっても、道路の構造に応じて通行できる車両の幅等は制限されます。この制限を超える車両をやむを得ず通行させようとするときには、道路管理者に通行の認定を受ける必要があります。

(道路法第 47 条第 4 項、車両制限令第 5～7 条、第 12 条)

例えば、一般的制限値（車両幅 2.5m）内の大型車であっても、車両幅員が車道幅員の 2 分の 1 を超える道路については通行できません。

車両制限令第 12 条の認定の申請を行うときは、車両の通行許可の手續等を定める省令の別記様式第一による申請書を認定が必要な道路の道路管理者に提出します。

その際、申請書内の「許可 認定」の認定を○で囲み、() 内に「(新規、更新、変更)」のいずれかを記入します。

その他、必要な書類については、該当する道路管理者に確認して下さい。

様式第一 (用紙A4)

受付番号

許可
特殊車両通行 申請書 (新規)
認定

道路管理者
東京都〇〇区長 殿 平成 28 年 4 月 1 日

通行開始日 平成 28 年 4 月 2 日 〒102-0072
通行終了日 平成 29 年 4 月 1 日 住所 東京都千代田区飯田橋〇〇

会社名・氏名 〇〇建設株式会社 印

第2章 農耕トラクタの特殊車両通行許可申請手続の簡素化等

規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）及び規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）等を踏まえ、特殊車両通行許可申請手続の簡素化を図ることとし、下記の内容を道路管理者に周知しております。

【特殊車両通行許可の対象等】

- 農作業機を装着又はけん引することにより諸元が一般的制限値を超過する農耕トラクタ（直装型作業機を牽引する場合又は被けん引車を牽引する場合を含む。）は特殊車両通行許可の対象である。
- 車両の特殊性、通行する道路の状況等に鑑み、「特殊車両通行許可限度算定要領について」（昭和 53 年 12 月 1 日建設省道交発第 99 号、同道企発第 57 号道路局道路交通管理課長、同企画課長通達）別添第 2 章表-2.1（通行条件別許可限度寸法）の例外として、その規定によらず通行条件を決定することが可能である。

【特殊車両通行許可申請手続の簡素化】

- 申請経路が 2 以上の道路管理者の管理する道路に係るものであって、国が管理する道路を含む場合には、国に申請を行うこと、国が管理する道路を含まず、都道府県又は指定市が管理する道路を含む場合には、1 の都道府県又は指定市に申請を行うことをもって足りる。
- 自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等で申請を行うことが可能である。
- 次ページに示した許可事例の通り、詳細な通行ルート指定に代えて、簡略化した経路図のみで申請を行うことが可能である。このため、道路管理者は、審査に不必要な場合には、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めないようとする。

※国土交通省による通達・事務連絡

「農作業機を装着した農耕トラクタの通行に関する取扱いについて」

（平成 31 年 4 月 1 日 国道車第 1 号道路局道路交通管理課長通達）

「農作業用トレーをけん引する農耕トラクタ等の通行に関する取扱いについて」

（令和元年 12 月 25 日 国道車第 31 号 道路局道路交通管理課長通達）

「農作業機を装着した農耕トラクタの特殊車両通行許可について（周知）」

（令和 2 年 1 月 17 日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）

「農作業用トレーをけん引する農耕トラクタの特殊車両通行許可について（参考周知）」

（令和 2 年 3 月 31 日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）

「農耕トラクタの特殊車両通行許可手続について（再周知）」

（令和 3 年 6 月 11 日 道路局道路交通管理課課長補佐事務連絡）

【簡略化した経路図の作成例】



経路 1



北海道地図株式会社

Copyright © 2013 Hokkaido Chizu Co., Ltd. All rights reserved.

経路 2



北海道地図株式会社

Copyright © 2013 Hokkaido Chizu Co., Ltd. All rights reserved.